

IV 用語の解説（甲票）

- 「個人経営」 ・ ・ ・ ・ ・ 個人が経営するもの。会社組織になっていない共同経営を含みます。
- 「常時雇用者」 ・ ・ ・ ・ ・ 期間を定めずに、常時、事業所に雇用されている人で、一般に「正社員」、「正職員」等をいいます。
- 「臨時雇用者」 ・ ・ ・ ・ ・ 「常時雇用者」以外の人で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」等をいいます。
- 「国民年金基金制度」 ・ ・ 国民年金加入者が利用できる制度で地域型と職能型があります。
- 「厚生年金基金制度」 ・ ・ 厚生年金加入者が利用できる制度で単独型、連合型及び総合型があります。
- 「デビットカード」 ・ ・ ・ 銀行や郵便局の預金残高内であれば、その金融機関の発行したキャッシュカードで買物等の支払いができるというシステムをいいます。
- 「国民生活金融公庫」 ・ ・ 政府系金融機関の一つで振興事業貸付等を行っているところをいいます。
- 「補助犬」 ・ ・ ・ ・ ・ 盲導犬、聴導犬、介助犬をいいます。

V 用語の解説（乙票）

- 「青色申告・
白色申告」 税務申告の際に行っている方法をいいます。
- 「売上高」 商品を販売したりサービスを提供して得られる収入をいいます。なお、営業以外で得た収入(配当金、受取利息など)や消費税等は除きます。
- 「売上原価」 製品やサービスを構成するのに必要な原価をいいます。
- 「水道費」 事業用として消費した水道料をいいます。
- 「光熱費」 事業用として消費した、電灯電力料、ガス・石油代などをいいます。
- 「燃料費」 車両の燃料費等の光熱費以外のガス・石油代をいいます。
- 「宣伝広告費」 会社名や商品名を売込むための広告掲載費用やカタログ印刷費、DM費用などをいいます。
- 「減価償却費」 建物・車両等（減価償却資産）を使用可能な期間（耐用年数）で減価償却し、その償却額を費用計上する場合の経費をいいます。
- 「福利厚生費」 社員の慰安、保険、保養、残業の食事代などに支払った費用をいいます。
- 「給料賃金」 社員に払う給料や賞与、時間外手当をいいます。パート・アルバイトの賃金や現物支給している食事等も含まれます。
- 「その他」 租税公課、修繕費、家賃やその他の雑費等の上記（水道費から給与賃金）以外の経費をいいます。
- 「当期利益」 営業利益と営業外収益の合計から営業外費用をひいた額をいいます。
- 「当期純利益」 当期利益から法人税・青色申告特別控除額等の税引後の利益をいいます。

- 「流動資産」 貸借対照表の借方の資産の部のひとつ。短期間のうちに回収される資産のことをいいます。
- 「現金・預金・受取手形・売掛金」 現金、当座預金、定期預金、その他の預金等をいいます。なお、無尽等の掛金も含まれます。また、金融手形を除き、得意先との間に通常取引の結果として生じた手形上の債権額で、取引不能見込額（貸倒引当金）を控除した額や、得意先との間に通常取引の結果として生じた営業上の未収金で、取立不能見込額（貸倒引当金）を控除した額も含めます。
- 「その他の流動資産」 . 「現金・預金・受取手形・売掛金」以外の流動資産で、たな卸資産、有価証券、前払金、仮払金、短期の貸付金等をすべて含んだものをいいます。
- 「固定資産」 長期にわたって利用するもの、または、1年以上にわたって所有または、使用するものをいいます。
- 「無形固定資産及び投資等」 借地権、店舗の保証金、敷金及び長期貸付金並びに投資の目的で所有する有価証券及び不動産等をいいます。
- 「その他の固定資産」 営業の用に供している建物・付属設備及び構築物の減価償却累計額を控除した額等、無形固定資産及び投資等以外の固定資産をいいます。
- 「繰延資産」 事業を開始するまでの間に特別に支出した宣伝費、調査費等の開業費、営業権（のれん代）、権利金等の繰延資産について償却累計額を控除した額をいいます。
- 「流動負債」 支払手形、買掛金、短期借入金や、決算期から起算して1年以内に支払を要する未払金、未払費用、前受金、預り金、納税引当金等をいいます。
- 「短期借入金」 外部からの借入金のうち、1年以内に返済するものをいいます。また、銀行からの借入金だけでなく、他社や個人からの借入金も含まれますが、株主、役員、従業員からの借入金とは区分します。当座貸越も短期借入金に該当します。
- 「その他の流動負債」 短期借入金以外の流動資産で、たな卸資産、有価証券、前払金、仮払金、短期の貸付金等をすべて含んだものを記入してください。（株主、役員、従業員からの借入金は、1年以内に返済する場合は「その他の流動負債」、1年以上の場合は「その他の固定負債」）

- 「固定負債」 支払が1年を超える負債をいいます。
- 「長期借入金」 返済が完了するのが一年を超える借入金のこと。返済が一年以内にできる月になれば「短期借入金」に振り替えることが可能です。
- 「その他の
固定負債」 店主、関係会社等からの借入金で返済期限が決算期末から起算して1年を超えるもの及び退職給与引当金等をいいます。
- 「資本」 資本金、出資金、元入金、資本準備金、利益準備金、価格変動準備金、貸倒引当金、当期純利益、その他任意積立金及び前期繰越利益又は損失等をいいます。